

令和 6 年 1 月 4 日

指定障害児通所支援事業所の管理者 様

盛岡市長 内 館 茂

児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業における自己評価結果報告書（令和
5 年度実施分）の届出について（通知）

本市障がい福祉行政の推進に対しては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の規定により、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価結果等を公表することが義務付けられています。

つきましては、下記のとおり自己評価を実施し、その結果の公表及び改善を行い、自己評価結果については、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに届出をお願いします。

なお、自己評価結果等の公表の未実施及び指定権者への届出がなされていない場合、「未公表月から未公表状態が解消されるに至った月までの間、障がい児全員について減算（所定単位数の15%）」が適用されることに御留意願います。

記

1 対象事業所

盛岡市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

2 市への届出

(1) 届出書類

○児童発達支援事業所

ア 「自己評価結果報告書」【様式 1】

イ 「保護者等からの児童発達支援事業所評価の集計結果（公表）」【様式 3】

ウ 「児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）」【様式 5】

○放課後等デイサービス事業所

ア 「自己評価結果報告書」【様式 1】

イ 「保護者等からの放課後等デイサービス事業所評価の集計結果（公表）」【様式 7】

ウ 「放課後等デイサービス事業所における自己評価結果（公表）」【様式 9】

※ 児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を提供する多機能型事業所は、両サービスを公表し、報告すること。

(2) 届出期限 令和6年3月29日(金) ※必着

(3) 提出方法 郵送又は持参

【提出先】〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係

3 自己評価の実施方法について（国のガイドラインに沿った実施方法）

次の(1)から(5)までの手順で、児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業に関する自己評価を行い、その結果を公表すること。

(1) 職員の自己評価

事業所の全職員に対し、「児童発達支援（放課後等デイサービス）自己評価表」（児童発達支援事業所は様式4、放課後等デイサービスは様式8）を配布し、自己評価を行う。

(2) 保護者等の評価

保護者等に対し、「児童発達支援（放課後等デイサービス）評価表」（児童発達支援事業所は様式2、放課後等デイサービスは様式6）を配布し、アンケート調査を実施する。

(3) 事業所の全体評価

回収した評価表を集計し、項目ごとに課題や工夫点等を職員会議等の場で協議する。なお、協議の結果は書面に記録し、職員間で共有すること。

(4) 評価結果の公表

上記(1)及び(2)について、公表用の様式【児童発達支援事業所は様式3及び様式5、放課後等デイサービス事業所は様式7及び9】を作成し、事業所のホームページに掲載して公表する。

なお、インターネットでの公表が困難な場合については、紙媒体を事業所の見やすい場所に掲示の上、利用児の保護者へ配布する方法によることもできるものとする。

(5) 改善の実施

公表した改善目標・内容に沿った速やかな取組を行い、立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

4 評価に当たっての留意事項

- ・児童発達ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの内容を十分確認すること。
- ・事業所の実情に合わせ、評価表等の様式を加除修正しても差し支えない。その場合には、国ガイドラインの内容に沿ったものにする。
- ・保護者等に評価を依頼する際には、国ガイドラインの内容を保護者等によく説明し、ガイドラ

インに基づく保護者評価であることを御理解いただくこと。

- 公表にあたっては、単にアンケートの集計を行うのみではなく、ご意見を踏まえた事業所としての対応や改善内容、改善目標等を加えることが望ましい。

(担当) 盛岡市保健福祉部 障がい福祉課

事業所係 齊藤・内藤

電話 019-613-8296